

## 大町市農業委員会訓令第3号

### 大町市空き家に付属する農地の別段の面積の設定等に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少等のため条件不利地を中心とした遊休農地が増加し、特に空き家に付属する農地の遊休農地化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地の解消のために、大町市空き家情報登録制度に登録された空き家に付属する農地に係る農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく別段の面積の設定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 「空き家」とは、居住又は店舗利用を目的として市内に建築し、現に使用していない又は近く使用しなくなる予定である戸建ての建物をいう。
- (3) 「空き家情報登録制度」とは、大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成20年大町市告示第75号）の規定による空き家情報登録制度をいう。
- (4) 「空き家に付属する農地」とは、空き家情報登録制度に登録された空き家に付属し、所有者又はその法定相続人が権利を有する市内の農地のうち、1筆単位で農業委員会が設定したものをいう。
- (5) 「別段の面積」とは、農地法第3条第2項第5号の規定により大町市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が空き家に付属する農地に対し定めた別段の面積をいう。
- (6) 「総会」とは、農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (7) 「遊休農地」とは、農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

#### (申請等)

第3条 空き家に付属する農地として農業委員会の設定を受けようとする者は、空き家に付属する農地指定申請書（様式第1号）を農業委員会に提出しなければならない。

2 空き家に付属する農地の権利の取得の申請をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受け取るための書類のほか、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に居住することが確認できる売買契約書若しくは賃借契約書の写し又はその居住の意思を確認できる書類
- (2) 遊休農地を解消した届出書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

- 3 提出書類の内容については、大町市空き家情報登録制度担当課と情報共有を行うものとする。

(設定条件)

第4条 別段の面積を設定するときは、空き家に付属する農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 設定する時点で全て又は一部が遊休農地又は耕作が可能な農地であること、及び所有者又は法廷相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (2) 空き家及び空き家に付属する農地の所有者が同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合、又は農業委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 農地の権利を取得しようとする者は、不動産投機等目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から起算して3年以上継続して、取得した空き家へ居住し、及びその農地を耕作すること。
- (4) 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定をすること。

(設定及び設定解除)

第5条 農業委員会は、空き家に付属する農地を設定し、又はその設定を解除しようとするときは、必要な調査等を行い、総会の決定を経るものとする。

- 2 農業委員会は、農地の権利の移転又は権利設定が完了し、空き家に付属する農地の遊休農地の状態が解消したことを確認したときは、その設定を解除するものとする。

(告示)

第6条 農業委員会は、空き家に付属する農地を設定したとき、又はその設定を解除したときは、速やかに告示し、ホームページ等の方法により周知するものとする。

(調査及び指導)

第7条 農業委員会は、この要綱に従い設定した農地の利用状況について、調査を行うものとする。

- 2 農業委員会は、この要綱に従い権利を取得した農地を適正に耕作していないと認めるとき、又は今後見込まれるときは、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。